

# 宿泊施設

資料 1

## 【下関E a tクーポン事業】 宿泊施設の募集について

令和7年6月

本事業は、旅行形態や宿泊ニーズの変化に伴い、近隣の飲食店の利用を促す、「泊食分離」を推進している宿泊施設も増加していることから、宿泊客を誘致する取組として、市内のホテル・旅館等に宿泊する観光客に対し飲食店で使用可能な「下関E a tクーポン」を配付し、消費の下支えをすることで、宿泊者が本市の豊かな食を体験する機会を創出するとともに、地域経済の活性化を図ることを目的としています。つきましては、本事業の対象となる**宿泊施設**を募集しますので、登録要件や事業趣旨を確認の上、下記の手続きによりご応募ください。

### 1 事業概要

事業主体	下関市
管理運営（事務局）	（一社）下関観光コンベンション協会
クーポン券等名称	下関E a tクーポン
発行数	50,000枚 ※クーポン券（1,000円券1枚）
配付対象とする 宿泊期間	令和7年12月31日まで 但し、なくなり次第終了
券等の有効期間	令和7年7月下旬から12月31日まで
券等の配付対象者 及び配付の条件	配付期間内において、登録宿泊施設に1泊以上宿泊する者で、宿泊者1人につき1泊あたりクーポン券を1枚配付する。 ※宿泊料金に含まれる飲食料金には使用できない。

## 2 クーポン券等の種類と使用範囲等

	下関E a tクーポン券 (額面：1,000円) × 1枚
配付する場所	事前に登録した市内宿泊施設
使用店舗	事前に登録した市内の飲食店（以下、取扱店という）
有効期間	令和7年7月下旬から12月31日まで
使用範囲	①額面未満の使用の場合であっても釣銭の支払いは行わない。 ②転売、譲渡及び換金を行うことができない。 ③交付された本人又はその代理人若しくは使用者に限り使用することができる。 ④盗難、紛失または滅失等にあっても再発行しない。 ⑤クーポン券では宿泊に係る飲食費用の支払いは出来ない。 ⑥クーポン券等利用対象外物品等は下記のとおり。 ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項第4号及び第5項に規定する遊技場営業及び同法第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む店舗で提供される商品、サービス等 ・反社会勢力が経営又は運営する店舗で提供される商品、サービス等 ・特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの ・全国展開するチェーン店 ・その他、各取扱店及び下関市が適当と認めないもの

※登録資格、登録手続き及び順守事項については、後段の「3 宿泊施設の登録資格」以下をご確認ください。

※登録資格、登録手続き、取扱店の順守事項については、別途「クーポン券取扱店等募集要項」をご確認ください。

## 3 宿泊施設の登録資格、手続き等

### (1) 登録資格

以下の（ア）から（カ）全ての条件を満たす必要があります。

（ア）市内にある宿泊施設でクーポン券等の管理等を適切に行えること。

※券の配付状況を毎週報告すること。（後日様式や実施方法をお知らせします。）

（イ）旅館業法第2条第2項から第4項の営業許可のほか、当該施設を運営する上で必要な許可を得ていること。

（ウ）宿泊者に対して券の利用に必要な説明を実施すること。

- (エ) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年7月10日法律第122号）の第2条第6項第4号に規定される施設ではないこと。
  - (オ) 「山口県暴力団排除条例（平成22年山口県条例第23号）」を遵守すること。
  - (カ) その他公序良俗に反しないこと。
- 上記、関係法令等の登録条件に反する事実が判明した場合は、登録を取り消すことがありますのでご注意ください。

## (2) 申請手続き

登録を希望する宿泊施設は、この募集内容に同意の上、下記①②のいずれかの方法で期限までに登録申請を行ってください。②による申請の場合は、事務局に提出してください。なお、宿泊実績等追加で提出していただく場合があります。

### 【登録申請方法】

- ①専用ホームページの登録フォームに必要事項を記入して申請
- ②「下関E a tクーポン事業登録申請書【宿泊施設】（様式第1号）」を持参または郵送による申請

【申請期限】令和7年6月30日（月）17時まで

※6月30日以降に登録をご希望の場合は事務局までご相談ください。

## (3) 登録認定

事務局で審査の上、「下関E a tクーポン事業登録認定通知書【宿泊施設】（様式第3号）」（又は、「登録不認定通知書（様式第5号）」を交付します。

## (4) 券の配分、受け渡し

令和4年度事業「あれこれ使える！下関おトクーポン」の取り扱い実績及び、令和6年度宿泊客数等に基づき審査し、配分数を決定します。枚数に限りがあるため、希望に添えない可能性があります。券は配分決定後に事務局が指定する場所で受け渡しを行います。

【券配付日】令和7年7月18日（金）以降を予定

※事業開始後、各宿泊施設の配付状況に応じて、追加または回収を行う場合があります。

#### (5) 登録の辞退

登録を辞退する場合には、「下関E a tクーポン事業登録辞退届【宿泊施設】」(様式第8号)を登録を辞退する日の7日前までに、事務局に提出してください。

#### (6) 登録の取消

虚偽又は不正の方法により登録申請を行った場合又は規定に反する行為をしたと認めるときは、登録を取り消すことがありますので、ご注意ください。

### 4 広告宣伝

事業内容及び登録宿泊施設、クーポン券等取扱店の情報は「下関E a tクーポン事業」専用のホームページに掲載し、広く周知を行います。

ポスター等啓発資材は認定決定後事務局で指定する場所で受け渡しを行います。(場所、時間は後日お知らせします。)

### 5 実施にあたっての注意事項

実施にあたっては、次の各号に掲げる事項を順守してください。

- (1) クーポン券等の適切な管理のほか、個人情報適切に管理すること。
- (2) 事務局との連絡手段が確保されていること。

※宿泊施設は、事務局との間で迅速に連絡の取れる通信手段を複数確保する必要があります。連絡手段とは、施設の電話番号、施設のファックス番号、担当者の携帯番号、施設及び担当者のメールアドレスなどを指します。

※定休日以外の平日は、担当者不在時でも伝言を受け付けられる体制を確保してください。

### 6 今後のスケジュール (予定)

- 6月30日(月) 宿泊施設募集締切(17時締切)
- 7月上旬 ホームページに登録宿泊施設を掲載
- 7月中旬 ポスター・ステッカー類及びクーポン券の配付
- 7月下旬 キャンペーン開始

### 7 書類提出先

〒750-0018 下関市豊前田町3丁目3-1 海峡メッセ下関2F  
下関E a tクーポン事業 事務局  
(一社)下関観光コンベンション協会 担当:上田  
電話 083-223-1144 FAX083-223-2443

### 8 事業に関するお問い合わせ (平日8:30~17:15)

(一社)下関観光コンベンション協会 担当:中野、上田

電話 083-223-1144      FAX083-223-2443

下関市 観光政策課 担当：岡崎、田中  
電話 083-231-1350      FAX083-231-1853